

次期医療計画に係る国の動向と本県における検討ポイントについて

1 国の動向

(1) 5疾病5事業の見直し

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、次期医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」を、5疾病5事業に新たに追加（令和3年5月21日 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立。令和6年4月1日施行。）

※ 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
 （本県独自項目として認知症を設定）
 事業：小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療、新興感染症等の感染拡大時における医療

(2) 国における検討状況

厚労省において、5疾病6事業など次期医療計画の作成指針に係る検討会を設置するとともに、医師確保計画や地域医療構想、救急・災害医療などの詳細な検討については、ワーキンググループを設置し、検討を行っている。

2 本県における検討ポイント

(1) 新興感染症等の感染拡大時における医療体制の構築

新型コロナウイルス感染症の患者に対し適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限に止め、限られた医療資源を“オール岩手”で有効に活用するために構築している医療提供体制をベースに今後検討。

＜新型コロナウイルス感染症に係る患者の仕分け基準＞

（岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制（方針）より抜粋 ※R3. 11. 30 時点）

仕分け基準	フェーズ	フェーズ1 【発生初期】	フェーズ2 【発生拡大期】	フェーズ3 【まん延期】
レベル1	患者の状態：無症状・軽症 必要な医療：健康観察・経過観察	・原則、二次医療圏内の医療機関へ入院*又は宿泊療養施設等で療養		
レベル2	患者の状態：中等症 必要な医療：酸素投与	・二次医療圏内の医療機関に入院 （保健所等は、医療圏の役割分担のもと患者の状態等により入院*先を選定）		
レベル3	患者の状態：重症 必要な医療：人工呼吸器	・二次医療圏内の医療機関又は高度医療機関に入院 （保健所等は、必要に応じ入院等搬送調整班と調整し入院*先を選定）		
レベル4	患者の状態：最重症 必要な医療：ECMO	・高度医療機関へ入院 （保健所等は、必要に応じ入院等搬送調整班と調整し入院*先を選定）		

※ 患者の状態と入院患者数、医療機関状況により保健所又は入院等搬送調整班が調整。

＜参考 新興感染症等の感染拡大時における医療体制（次期医療計画の記載事項追加イメージ）＞

【平時】

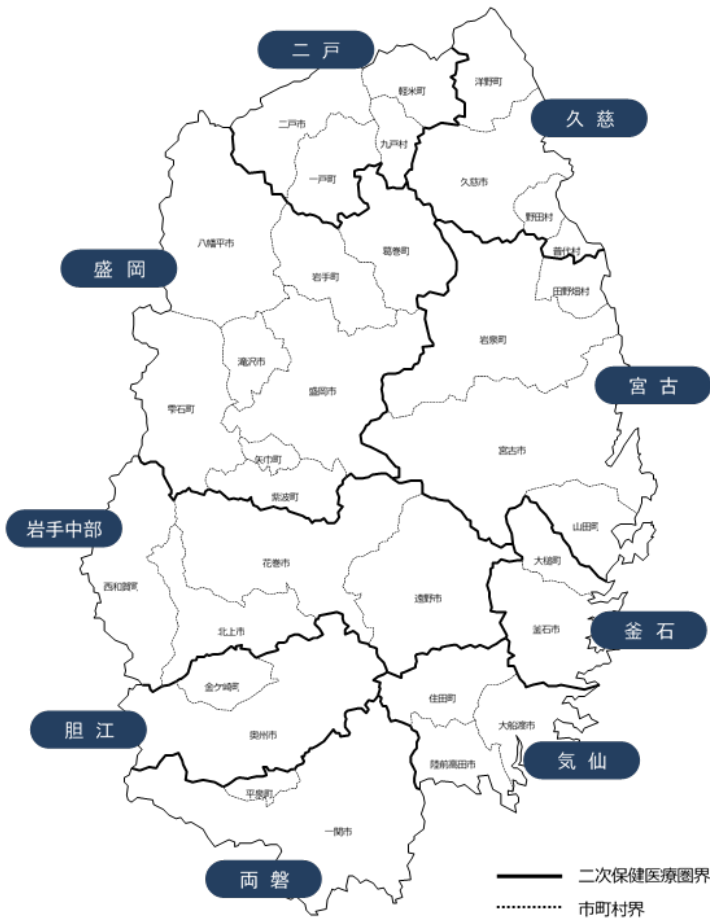
- ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
- ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保 等
- ・ 医療機関における感染防護具等の 備蓄
- ・ 院内感染対策の 徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時】

- ・ 受入候補医療機関
- ・ 場所・人材等の確保に向けた考え方
- ・ 医療機関の間での連携・役割分担 等

(2) 医療圏の検証

現在の9医療圏体制について、患者の流入・流出状況や医療提供体制の調査・分析を踏まえ、医療圏の在り方について検討。



【調査・分析の主なポイント】

- ① 5疾病5事業ごとの患者の流入・流出状況、圏域内での完結率
→ がん、周産期医療 等…
- ② 医療提供側の状況変化
→ 医師の働き方改革、医師不足・偏在による医療機能の縮小（集約化）等…
- ③ 医療受療側の状況変化
→ 復興道路（縦貫道及び横断道）の全線開通に伴う、医療圏間の交通アクセス改善、人口動態（高齢化、人口減少）等…

3 当面の対応

- ・ 「新興感染症等の感染拡大時における医療体制の構築」に係る検討については、当面国の検討状況（計画記載の具体項目など）を注視。
- ・ 「医療圏の検証」については、次期医療計画に係る国の基本方針等を待たずに、本県特有の医療を取り巻く課題を踏まえ、先行的に検討。

【第8次医療計画の策定に向けたスケジュール（イメージ）】

